

盛岡市電気自動車用充電設備等設置条件の対応可否

条件項目	条件内容	対応可否
市と事業者の契約	市（賃貸人）と事業者（賃借人）による設置及び運用に関する不動産賃貸借契約の締結	
賃貸借料	事業者は市に行政財産の賃貸借料を支払う	
運用管理 保守保全	すべて事業者が担う	
市の負うべき責任範囲	市（賃貸人）による故意または過失（除雪等の駐車場管理業務において生じる設備の破損及び損傷の一切を除く）による設備の故障のみ	